

## ○絵のまち尾道四季展入賞作品及び東京芸大生絵画作品貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広く美術作品を鑑賞する機会を増やし、文化と芸術の薰りを高めるまちづくりに寄与することを目的に、絵のまち尾道四季展運営委員会（以下「委員会」という。）が所蔵する絵画作品を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものである。

### (貸出対象者)

第2条 委員会が貸し出す絵画作品を借り受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体及び公共的団体その他の法人又は不特定多数の人が出入りする事業所等
- (2) その他会長が特別の理由があると認めたもの

### (貸出作品)

第3条 貸出作品は、別に定める「絵画作品目録一覧表」に掲げる作品とする。

### (借受けの申請)

第4条 絵画作品を借り受けようとする者は、借受け1週間前までに絵画作品借受申請書（別記様式第1号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

### (貸出の許可)

第5条 前条の許可を受けた者（以下「借受者」という。）には、絵画作品貸出許可書（別記様式第2号）を交付する。

会長は、作品管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付けることができる。

### (貸出期間)

第6条 絵画作品の貸出期間は、1年とする。ただし、会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

### (遵守事項)

第7条 借受者は、委員会が貸し出した作品について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な維持管理に努め、常に清潔な状態に保つこと。
- (2) 譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (3) 展示を目的とした営利活動に使用しないこと。
- (4) 転写・複製しないこと。
- (5) 展示に伴う展示器具等の費用、送料、梱包料又は、その他の通常必要経費は、会長が特別の理由があると認めたときを除き、借受者の負担すべきものであること。

### (修繕費用の負担)

第8条 絵画作品の修繕に要する通常の費用は、委員会の負担とする。ただし、借

受者の責めに帰すべき理由によって修繕の必要があるときは、借受者が会長の承諾を得て修繕し、その費用は借受者が負担するものとする。

借受者が前項の修繕の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、委員会がこれを行い、その費用は、借受者から徴収する。

(許可の取消し)

第9条 会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出の許可を取り消すことがある。許可を取り消された借受者は、これによって生じた損害の賠償を委員会に請求することができない。

- (1) 絵画作品を、委員会の用に供するための必要を生じたとき。
- (2) 不正の手段をもって許可を受けたとき。
- (3) この要綱又は許可の条件に違反したとき。
- (4) 故意又は過失により作品を荒廃させ、又はき損したとき。
- (5) 正当な理由がないのに修繕費用の負担の規定による指示に従わないとき。

(返却)

第10条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、絵画作品返却書(別記様式第3号)を添えて、速やかに絵画作品を委員会に返却しなければならない。

- (1) 第6条に規定する貸出期間が満了したとき。
- (2) 前条に規定する取消しの決定を受けたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 5月 26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

## 絵画作品借受申請書

年 月 日

絵のまち尾道四季展運営委員会会長 様

申請人 住所

氏名または団体名

印

担当者

連絡先(TEL)

次により絵画作品を貸出してください。

No.	回	賞	題名	作者名	備考
期間		年 月 日 から		年 月 日まで	
使用目的					
展示場所		※湿気・直射日光等、作品管理に適した場所に展示してください。			
作品送付		当館へ直接受取	宅配(着払い)	その他( )	※どちらかに○をしてください。
作品返還		当館へ直接返還	宅配(元払い)	その他( )	※どちらかに○をしてください。

ここから 申請者は 記入しな いこと。	許可の条件		
	第7条第5号費用	円	
	納入期日	許可のあった日から1週間以内とする。	
	1 絵のまち尾道四季展入賞作品及び東京芸大生絵画作品貸出要綱を遵守すること。		
	許可日	年 月 日	
	許 可 ・ 不許可	決裁	決裁者
		事務局員	事務局次長

## 絵画作品貸出許可書

様

次のとおり絵画作品の貸出を許可します。

No.	回	賞	題名	作者名	備考		
期間		年 月 日 から 年 月 日まで					
使用目的							
展示場所		事務所	展示風景の写真をメール送付願います				

絵のまち尾道四季展e-mail: enomachi@bbbn.jp

## 許可の条件

第7条第5号費用

円

納入期日

許可のあった日から1週間以内とする。

1 絵のまち尾道四季展入賞作品及び東京芸大生作品貸出要綱を遵守すること。

許可日 年 月 日

絵のまち尾道四季展運営委員会会長

印

## 絵画作品返却書

年 月 日

絵のまち尾道四季展運営委員会会長様

借受人 住所

氏名または団体名

(印)

担当者

連絡先(TEL)

次のとおり絵画作品を返却します

No.	回	賞	題名	作者名	備考
期間		年 月 日	から	年 月 日	まで
使用目的					
展示場所					

注) 貸出許可書を添付してください。

受領書

上記のとおり絵画作品を受領しました

受領日 年 月 日

絵のまち尾道四季展運営委員会会長

印